

# 木曾岬町障害者活躍推進計画

令和2年3月

機関名	木曾岬町
任命権者	木曾岬町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
木曾岬町における障害者雇用に関する課題	木曾岬町においては、必要とされる人数の障害者雇用を行っているが、法定雇用率は未達成となっている。 このため、法定雇用率達成に向け、積極的な採用活動を行うことが必要となっている。
目標	
①採用に関する目標	○計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。 （評価方法）毎年度、採用者及び全職員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認のうえ、検討する。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握する。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務政策課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、職務整理表や組織内アンケート等を活用して、負担なく遂行できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4.その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
-------	--